

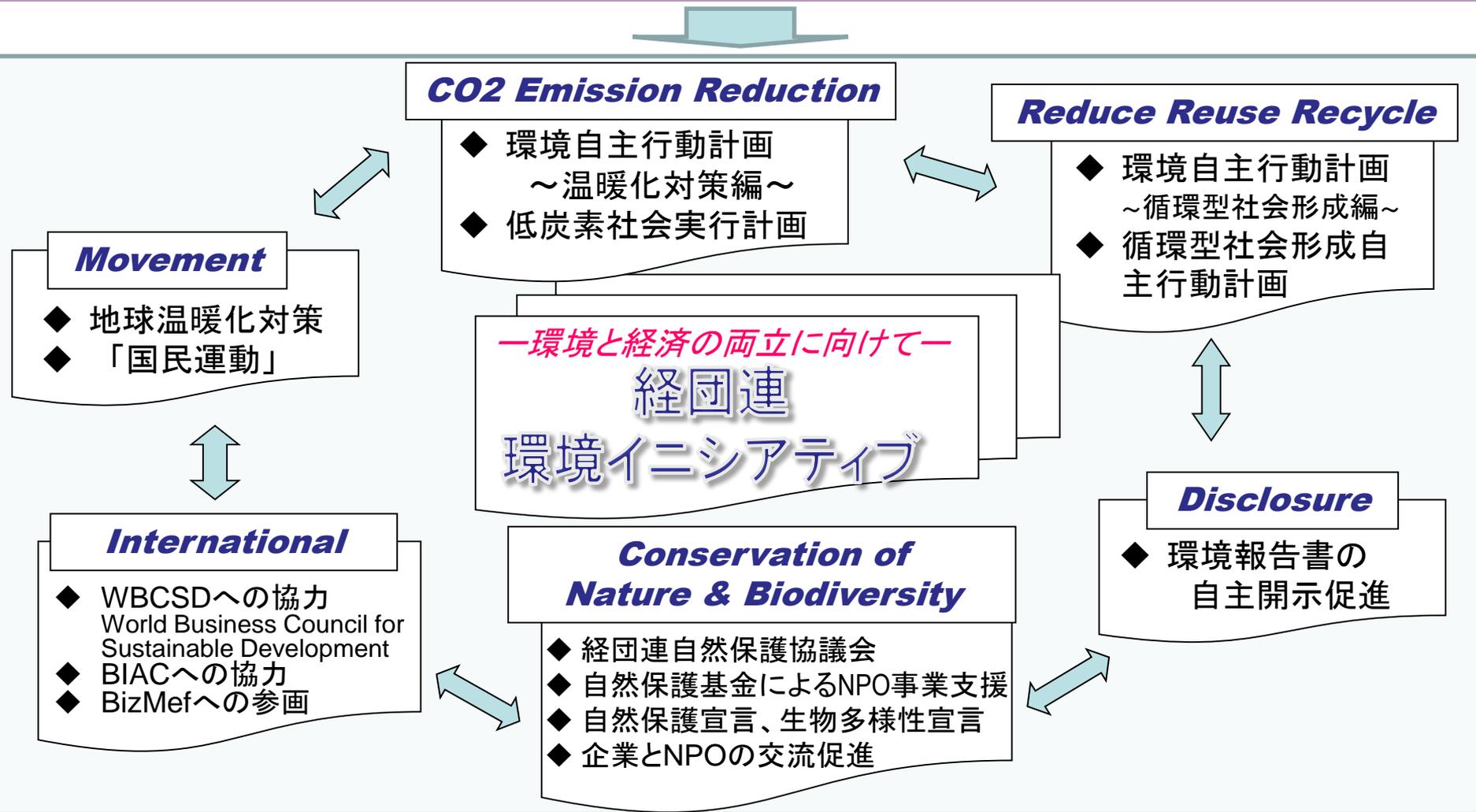
循環型社会の形成に向けた産業界の取組み

2016年11月8日
経団連 環境安全委員会
廃棄物・リサイクル部会長
山田 政雄

経団連 環境イニシアティブ –環境と経済の両立に向けて–

経団連地球環境憲章(1991年4月):

環境問題への取組みが企業の存在と活動に必須の要件であるとの基本理念に基づき、環境保全に向け自主的・積極的な取り組みを進めることを宣言。



経団連 企業行動憲章－社会の信頼と共感を得るために－

経団連企業行動憲章(1991年9月 以降、順次改定)：

「実行の手引き」(1996年)とともに、経済社会の変化に対応し見直しを重ね、会員企業に対し、法令遵守のみならず、企業の社会的責任を自主的かつ積極的に果たすよう、働きかけている。

企業は、公正な競争を通じて付加価値を創出し、雇用を生み出すなど経済社会の発展を担うとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならない。そのため企業は、次の10原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、持続可能な社会の創造に向けて、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく。

1. 社会的に有用で安全な商品・サービスを開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する。
2. 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
4. 従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
5. 環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
6. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。
7. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する。
8. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。
9. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図るとともに、取引先にも促す。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制を確立する。
10. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

⇒ 「**実行の手引き**」において、具体的アクション・プラン等を例示。

1. 環境自主行動計画[循環型社会形成編] ①

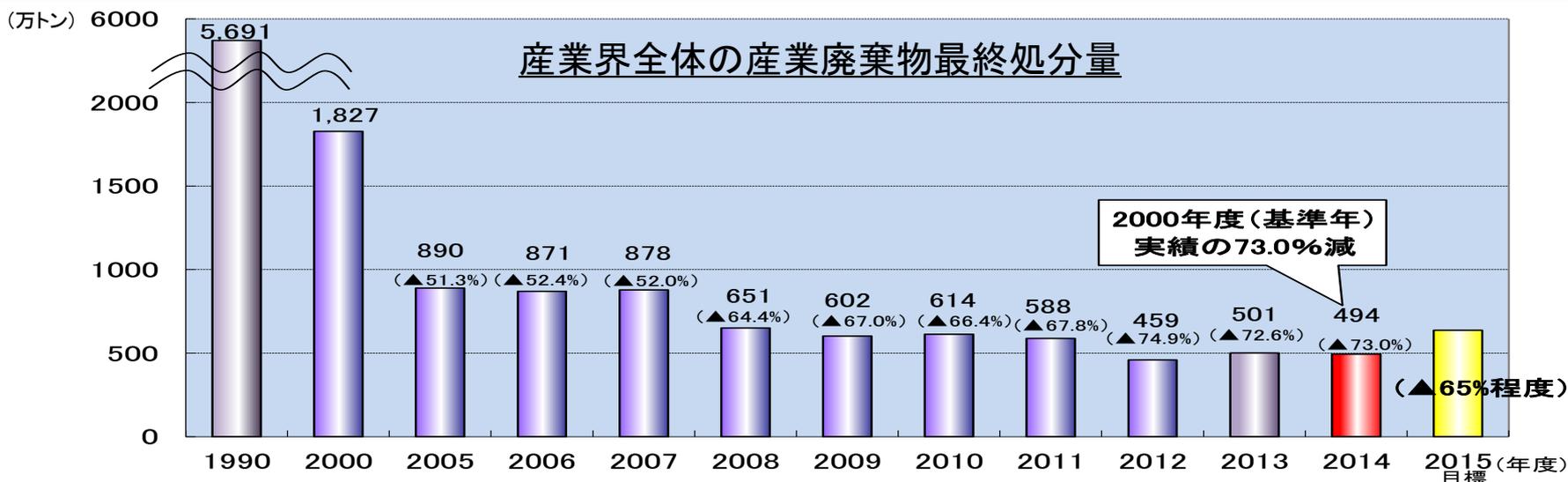
環境自主行動計画[循環型社会形成編]の歩み

- (1) 1997年 : 「環境自主行動計画」(廃棄物対策編)の策定
- (2) 1999年12月 : 第一次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の75%減」設定
- (3) 2007年3月 : 「環境自主行動計画[循環型社会形成編]」への改編
第二次目標「2010年度の産業廃棄物最終処分量を1990年度実績の86%減」設定
業種別独自目標の策定(最終処分量以外の目標を設定)
- (4) 2010年12月 : 第三次目標「2015年度の産業廃棄物最終処分量を2000年度実績の65%程度減」設定

※現在、41業種が参加 (うち、産業廃棄物最終処分量削減目標の設定には32業種が参加)

2014年度 産業廃棄物最終処分量の実績

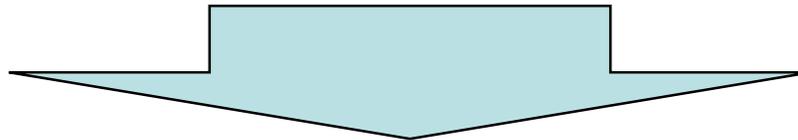
◆産業廃棄物最終処分量 約494万トン [2000年度実績から約73.0%減(1990年度実績から約91.3%減)]



1. 環境自主行動計画[循環型社会形成編] ②

2016年度以降の産業廃棄物最終処分量の目標

- (1) 事業者の取り組みによる最終処分量の削減余地は限界に接近。
東京オリンピック・パラリンピックなどの影響により、最終処分量が増加する可能性について指摘。
- (2) 「最終処分量を現状水準より増加させない」との考え方のもと、産業界全体の目標として以下の目標を掲げ、削減に向けた取組みを継続。



〔第四次目標〕 低炭素社会の実現に配慮しつつ、適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について2020年度に2000年度実績比70%程度削減を目指す。

1. 環境自主行動計画[循環型社会形成編] ③

資源循環に関する業種ごとの独自目標と主体的な取組み例

業種ごとの特性・実情に応じて、独自目標を掲げて推進。

〔目標指標の例〕 産業廃棄物の再資源化率、事業系一般廃棄物の処分量、再生紙及び環境配慮型用紙購入率 など

⇒ 2016年度以降は、資源循環の質の向上に向けた目標設定の充実に努める方針

(リデュース)

- 火力発電熱効率の維持・向上
- 需給管理の徹底による返品削減
- 事業系一般廃棄物の削減
- レジ袋の削減

(リユース・リサイクル)

- 廃棄物等の分別徹底
- 技術開発・用途拡大による廃棄物・副産物の有効利用の促進
- リサイクル部品の活用推進
- 他産業の廃棄物の受け入れ

- サーマルリサイクルの実施
- 使用済廃家電等からの貴金属回収
- 生ごみの堆肥化
- 海外におけるリサイクル事業の展開

(全般)

- 中間処理による廃棄物の減容化
- 環境配慮設計製品の開発・販売(リサイクル事業者との情報連携含む)
- 3Rの海外工場での水平展開
- リサイクル原材料等の利用促進 等

2. 容器包装リサイクル8団体による主体的取組み

- ◇容器包装リサイクル法の改正(2006年6月改正法成立)に先立つ2006年3月、
「3R推進団体連絡会」は、容器包装の3R推進のための自主行動計画を策定。
←経団連提言「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」(2005年10月)
- ◇素材毎に3Rに関する目標値を設定し、以後、毎年度フォローアップを実施。
一部の素材については目標を上方修正。
- ◇容器包装の軽量化・薄肉化が着実に進展

リデュースに関する実績

素材	2015年度目標(2004年度比)	2014年度実績	備考
ガラスびん	1本あたりの平均重量で2.8%の軽量化	1.4%の軽量化	
ペットボトル	指定ペットボトル全体で15%の軽量化効果	15.6%の軽量化	目標を10%から上方修正
紙製容器包装	総量で11%の削減	10.1%の使用量削減	目標を8%から上方修正
プラスチック容器包装	削減率で13%	13.9%の使用量削減	
スチール缶	1缶あたりの平均重量で5%の軽量化	6.5%の軽量化	目標を4%から上方修正
アルミ缶	1缶あたりの平均重量で4.5%の軽量化	5.0%の軽量化	目標を3%から上方修正
飲料用紙容器※	牛乳用500ml紙パックで3%の軽量化	1.9%の軽量化	
段ボール	1㎡あたりの平均重量で5%の軽量化	4.1%の軽量化	目標を1.5%から上方修正

※2005年度比

【出所】3R推進団体連絡会 第二次自主行動計画 2015年度フォローアップ報告(2014年度実績)

3-1. 廃棄物処理法(運用を含む)の見直しに向けた経団連の考え方

(1) 数次にわたる廃棄物処理法の見直しや、国・地方自治体・排出事業者・処理業者等の取組みにより、1990年代に比べ産業廃棄物に関する状況は大幅に改善。
⇒ 現在の技術水準・法制度の下での更なる改善は、限界に接近。

(2) 技術革新やビジネスモデルの変化に伴い、動脈産業による廃棄物の有効活用や、静脈産業による高度な廃棄物処理・リサイクルビジネスが進展。
⇒ 過度な規制は経済活動に悪影響を及ぼし、循環型社会の形成を阻害。



- (1) 上記の観点から、今後、時代に即した法規制のあり方の検討が重要と認識。
- (2) 当面の課題として、以下のような法制度の見直し・運用改善が必要。
- ◇ 手続の効率化、電子化（紙資源の有効利用）
 - ◇ 広域的、効率的な処理の推進
 - ◇ 実効ある制度体系の検討（優良産廃処理業者認定制度の改善）
 - ◇ 企業体制の変化等への対応（企業が分社化した場合の取扱い）

3-2. 廃棄物処理制度専門委員会における経団連の主張 ①

《手続の効率化》

1. 自治体により異なる書式の統一
〔例〕・産業廃棄物管理票(マニフェスト)に関する報告書の様式
・業許可に係る申請書類の様式
2. 各種手続の見直し、簡素化
〔例〕・廃棄物処理業許可における役員変更届出期限(10日→30日)
・産業廃棄物を同日に同一運搬先に複数回往復運搬する場合のマニフェスト交付の運用
3. 電子マニフェストの制度の見直し・活用
〔例〕・電子マニフェストにおける運搬・処分終了報告期間を「3営業日以内」あるいは「土日祝日を除き3日以内」に変更
・処理業の許可と電子マニフェストシステムにおける廃棄物の分類統一
4. 廃棄物処理法に係る情報の電子化 ☆ 11ページへ
→ 資源の有効利用、廃棄物の発生抑制を率先垂範して取り組む観点から、廃棄物処理法に関する手続・情報管理の電子化を強力に推進。
⇒ 紙による申請・管理から電子申請・管理に抜本的に移行すべく、1～2年かけて検討・実施。

3-2. 廃棄物処理制度専門委員会における経団連の主張 ②

《広域的、効率的な処理の推進》

1. 広域認定制度の見直し
〔例〕「相談」「事前確認」の一体化等の申請手続の効率化
2. 県外産業廃棄物流入規制の撤廃・見直し
〔例〕優良産廃処理業者に委託する場合の搬入先の事前協議の撤廃

《優良産廃処理業者認定制度の改善》

1. 排出事業者が優良産廃処理業者に委託するインセンティブの設定
〔例〕優良産廃処理業者に委託した場合の实地確認努力義務の見直し
(自治体の認識統一、法による实地確認免除の明確化)

《企業が分社化した場合の取扱い》

企業経営の効率化の観点から、企業の分社化が進展

↓

廃棄物処理法が定める「自ら処理」および「委託処理」の規定に従うと、分社化前は可能であった「自ら処理」ができなくなる事態が発生。

親会社・子会社間の処理について、ともに排出事業者責任を負う前提で、届出など一定の手続を経た場合に限って、例外措置として自ら処理とみなし、業の許可を不要とすべき。

3-2. 廃棄物処理制度専門委員会における経団連の主張 ③

《循環型社会の形成に向けた将来的な課題》

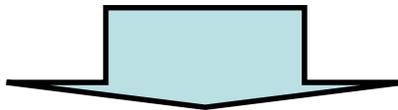
＜課題例＞

1. 中間処理の効率化

- 一般廃棄物の効率的な中間処理の推進に向けた検討
〔例〕・清掃組合広域化のさらなる推進
・民間処理業者が有する能力の活用

2. 廃棄物処理熱の有効利用

- 廃棄物処理に付随して発生する熱の一層の有効利用



循環型社会の形成に向け、
資源循環をめぐる国際的な動向も見ながら
廃棄物処理法に限らず廃棄物・リサイクル政策全般の
幅広い観点から、議論することが必要。

4. 廃棄物処理情報の電子化（イメージ）

